

令和4年10月1日 改定

利用料金表

単位:円

日額	利用者負担	住居費	食費	計	介護度	施設サービス費	夜勤職員配置Ⅱ-Ⅰ	栄養マネジメント強化	サービス提供加算Ⅲ	看護体制加算Ⅱ	計	料金計
		①	②	①+②=③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	③+⑨=⑩ 円
日額	利用者負担第2段階	820	390	1,210	要介護1	661	46	11	6	23	747	1,957
					要介護2	730	46	11	6	23	816	2,026
					要介護3	803	46	11	6	23	889	2,099
					要介護4	874	46	11	6	23	960	2,170
					要介護5	942	46	11	6	23	1,028	2,238
	利用者負担第3①段階	1,310	650	1,960	要介護1	661	46	11	6	23	747	2,707
					要介護2	730	46	11	6	23	816	2,776
					要介護3	803	46	11	6	23	889	2,849
					要介護4	874	46	11	6	23	960	2,920
					要介護5	942	46	11	6	23	1,028	2,988
	利用者負担第3②段階	1,310	1,360	2,670	要介護1	661	46	11	6	23	747	3,417
					要介護2	730	46	11	6	23	816	3,486
					要介護3	803	46	11	6	23	889	3,559
					要介護4	874	46	11	6	23	960	3,630
					要介護5	942	46	11	6	23	1,028	3,698
	利用者負担第4段階	2,006	1,445	3,451	要介護1	661	46	11	6	23	747	4,198
					要介護2	730	46	11	6	23	816	4,267
					要介護3	803	46	11	6	23	889	4,340
					要介護4	874	46	11	6	23	960	4,411
					要介護5	942	46	11	6	23	1,028	4,479

月額	利用者負担	住居費	食費	計	介護度	施設サービス費	夜勤職員配置Ⅱ-Ⅰ	栄養マネジメント強化	サービス提供加算Ⅲ	看護体制加算Ⅱ	計	料金計
						④	⑤	⑥	⑦	⑧	④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	③+⑨=⑩
月額	利用者負担第2段階	25,420	12,090	37,510	要介護1	20,491	1,426	341	186	713	23,157	60,667
					要介護2	22,630	1,426	341	186	713	25,296	62,806
					要介護3	24,893	1,426	341	186	713	27,559	65,069
					要介護4	27,094	1,426	341	186	713	29,760	67,270
					要介護5	29,202	1,426	341	186	713	31,868	69,378
	利用者負担第3①段階	40,610	20,150	60,760	要介護1	20,026	1,426	341	186	713	22,692	83,452
					要介護2	22,134	1,426	341	186	713	24,800	85,560
					要介護3	24,397	1,426	341	186	713	27,063	87,823
					要介護4	26,567	1,426	341	186	713	29,233	89,993
					要介護5	28,675	1,426	341	186	713	31,341	92,101
	利用者負担第3②段階	40,610	42,160	82,770	要介護1	20,026	1,426	341	186	713	22,692	105,462
					要介護2	22,134	1,426	341	186	713	24,800	107,570
					要介護3	24,397	1,426	341	186	713	27,063	109,833
					要介護4	26,567	1,426	341	186	713	29,233	112,003
					要介護5	28,675	1,426	341	186	713	31,341	114,111
	利用者負担第4段階	62,186 ※2,006円	44,795 ※1,445円	106,981 ※3,451円	要介護1	20,026	1,426	341	186	713	22,692	129,673
					要介護2	22,134	1,426	341	186	713	24,800	131,781
					要介護3	24,397	1,426	341	186	713	27,063	134,044
					要介護4	26,567	1,426	341	186	713	29,233	136,214
					要介護5	28,675	1,426	341	186	713	31,341	138,322

利用者負担段階 第1段階～第3段階の適用を受けるには、市町村に申請して利用者負担段階認定を受けていることが必要。
上記の利用料金表以外に次のサービスについて別途料金が必要になります。(該当する場合のみ)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・初期加算(30日以内) 1日 30単位 ・入院・外泊加算(月6日限度) 246単位 ・療養食加算 1食 6単位 ・経口維持加算Ⅰ 1月 400単位 ・経口維持加算Ⅱ 1月 100単位 ・科学的介護推進体制加算Ⅰ 1月 40単位 ・安全対策体制加算 入居初日 20単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬代 実費 ・口腔衛生管理加算Ⅱ 1月 110単位 ・再入所時栄養連携加算 1月 200単位 ・特定処遇改善加算Ⅱ 1月 ×0.023 ・処遇改善加算Ⅰ 1月 ×0.083 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月 ×0.016 ・看取り介護加算Ⅰ 72～1280単位 |
|--|---|

各種加算について

※基本的に全員に算定する加算

看護体制加算Ⅱ	看護職員を基準を超えて配置
夜勤職員配置加算Ⅱイ	夜勤時間帯に介護職員・看護職員を基準を超えて配置
栄養マネジメント強化加算	栄養体制を整備し、入居者の食事リスクに計画的に対応
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士と介護職員が協力し、日常の口腔衛生を管理
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入居者の介護情報を定期的に厚生労働省に報告(個人情報除く)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を算定
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	賃金改善のために、介護報酬に一定割合を算定
介護職員等ベースアップ等支援加算	賃金改善のために、介護報酬に一定割合を算定

※対象の方に算定する加算

初期加算	新規入居から30日算定
入院・外泊加算	入院・外泊時に最大6日算定
経口維持加算Ⅰ	嚥下等の障害があっても口から食べることを継続するために計画的に支援
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰに加え、歯科医師が関与した場合
療養食加算	医師の指示により、特別な食事を提供した場合(1日三回まで)
安全対策体制加算	事故発生防止のための外部研修を受けた担当者を配置し安全管理をしている
看取り介護加算Ⅰ	医師により看取りと判断され、看取りケアを実施し、死亡された場合